1. 臨床研修プログラムの名称

公立豊岡病院歯科医師臨床研修プログラム（単独型）

2. 臨床研修プログラムの目標

本研修プログラムは、適切な指導体制の下、患者中心の全人的医療を理解し、歯科治療に関する基本的診療能力（態度、技能及び知識）を統合的に修練し、一口腔単位の総合診療を行える能力を習得する。

さらに、歯科医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、歯科医学及び歯科医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、生涯研修を行う基礎を養成する。

3. 臨床研修プログラムの特色

地域基幹病院の特徴を活かし、様々な外科的疾患を中心に歯列治療に至るまで幅広く経験を積むことが可能であり、臨床研修において、歯科で取り扱われる診療領域を幅広く習得することができるプログラムとなっている。

研修施設：公立豊岡病院

研修期間：1年間（令和 9 年 4 月～令和 10 年 3 月）

4. 臨床研修施設の概要

公立豊岡病院は兵庫県北部に位置する地域の中核総合病院であり、日常的な診療では、智歯抜歯、歯根嚢包摘出、歯根端切除、全身的な既往のある方の抜歯、歯科治療、インプラント治療などが比較的多い症例となっている。

また、医療圏の高齢化が進みつつあることを背景に、悪性腫瘍の治療のため受診も一定数あり、かつ増加傾向にある。過去 10 年間におよそ 130 人程度の悪性腫瘍患者の受診があり、手術、化学療法などの治療を実施している。

更に、顎顔面領域の腫瘍性疾患について京都府北部、鳥取県の一部を含めた広大な地域をカバーしているほか、北近畿一円には顎変形症、口唇口蓋裂などの保険矯正治療を行うことのできる医療機関が希有であり、歯科矯正から手術に至るまで一貫して行うことのできる唯一の施設である。

このような環境の中、当院では様々な外科的疾患を中心に歯列治療に至るまで幅広く経験を積むことが可能な研修施設となっている。

5. 到達目標の構成

A. 歯科医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）

評価段階：到達レベル

レベル４：他者のモデルになり得るレベル
レベル３：研修修了時点で期待されるレベル
レベル２：研修研修の中間時点で期待されるレベル
レベル１：臨床研修の開始時点で期待されるレベル
レベル０：観察機会なし

1. 社会的使命と公衆衛生への寄与

社会的使命を自覚し、説明責任を果たしつつ、社会の変遷に配慮した公正な医療の提供及び公衆衛生の向上に努める。

2. 利他的な態度

患者の苦痛や不安の軽減と福利の向上を最優先するとともに QOL に配慮し、患者の価値観や自己決定権を尊重する。

3. 人間性の尊重

患者や家族の多様な価値観、感情、知識に配慮し、尊敬の念と思いやりの心を持って接する。

4. 自らを高める姿勢

自らの言動及び医療の内容を省察し、常に資質・能力の向上に努める。

B. 資質・能力

評価段階 : 到達レベル

レベル4:他者のモデルになり得るレベル
レベル3:研修修了時点で期待されるレベル
レベル2:研修研修の中間時点で期待されるレベル
レベル1:臨床研修の開始時点で期待されるレベル
レベル0:観察機会なし

1. 医学・医療における倫理性

診療、研究、教育に関する倫理的な問題を認識し、適切に行動する。

1)人間の尊厳を守り、生命の不可侵性を尊重する。

2)患者のプライバシーに配慮し、守秘義務を果たす。

3)倫理的ジレンマを認識し、相互尊重に基づき対応する。

4)利益相反を認識し、管理方針に準拠して対応する。

5)診療、研究、教育の透明性を確保し、不正行為の防止に努める。

2. 歯科医療の質と安全の管理

患者にとって良質かつ安全な医療を提供し、医療従事者の安全性にも配慮する。

1)医療の質と患者安全の重要性を理解し、それらの評価・改善に努める。

2)日常業務の一環として、報告・連絡・相談を実践する。

3)医療事故等の予防と事後の対応を行う。

4)歯科診療の特性を踏まえた院内感染対策について理解し、実践する。

5)医療従事者の健康管理(予防接種や針刺し事故への対応を含む。)を理解し、自らの健康管理に努める。

3. 医学知識と問題対応能力

最新の医学及び医療に関する知識を獲得し、自らが直面する診療上の問題について、科学的根拠に経験を加味して解決を図る。

1)頻度の高い疾患について、適切な臨床推論のプロセスを経て、鑑別診断と初期対応を行う。

2)患者情報を収集し、最新の医学的知見に基づいて、患者の意向や生活の質に配慮した臨床決断を行う。

3)保健・医療・福祉の各側面に配慮した診療計画を立案し、実行する。

4)高度な専門医療を要する場合には適切に連携する。

4. 診療技能と患者ケア

臨床技能を磨き、患者の苦痛や不安、考え・意向に配慮した診療を行う。

1)患者の健康状態に関する情報を、心理・社会的側面を含めて、効果的かつ安全に収集する。

2)診察・検査の結果を踏まえ、一口腔単位の診療計画を作成する。

3)患者の状態やライフステージに合わせた、最適な治療を安全に実施する。

4)診療内容とその根拠に関する医療記録や文書を、適切かつ遅滞なく作成する。

5. コミュニケーョン能力

患者の心理・社会的背景を踏まえて、患者や家族と良好な関係性を築く。

1)適切な言葉遣い、礼儀正しい態度、身だしなみで患者や家族に接する。

2)患者や家族にとって必要な情報を整理し、分かりやすい言葉で説明して、患者の主体的な意思決定を支援する。

3)患者や家族のニーズを身体・心理・社会的側面から把握する。

6. チーム医療の実践

医療従事者をはじめ、患者や家族に関わる全ての人々の役割を理解し、連携を図る。

1)歯科医療の提供にあたり、歯科衛生士、歯科技工士の役割を理解し、連携を図る。

2)多職種が連携し、チーム医療を提供するにあたり、医療を提供する組織やチームの目的、チームの各構成員の役割を理解する。

3)医療チームにおいて各構成員と情報を共有し、連携を図る。

7. 社会における歯科医療の実践

医療の持つ社会的側面の重要性を踏まえ、各種医療制度・システムを理解し、地域社会に貢献する。

1)健康保険を含む保健医療に関する法規・制度の目的と仕組みを理解する。

2)地域の健康問題やニーズ把握など、公衆衛生活動を理解する。

3)予防医療・保健・健康増進に努める。

4)地域包括ケアシステムを理解し、その推進に貢献する。

5)災害や感染症パンデミックなどの非日常的な医療需要について理解する。

8. 科学的探究

医学及び医療における科学的アプローチを理解し、学術活動を通じて、医学及び医療の発展に寄与する。

1)医療上の疑問点に対応する能力を身に付ける

2)科学的研究方法を理解し、活用する。

3)臨床研究や治験の意義を理解する。

9. 生涯にわたって共に学ぶ姿勢

医療の質の向上のために省察し、他の歯科医師・医療者と共に研鑽しながら、後進の育成にも携わり、生涯にわたって自律的に学び続ける。

1)急速に変化・発展する医学知識・技術の吸収に努める。

2)同僚、後輩、歯科医師以外の医療職と互いに教え、学びあう。

3)国内外の政策や医学及び医療の最新動向(薬剤耐性菌等を含む。)を把握する。

C. 基本的診療業務

1. 基本的診療能力等

「基本的診療能力等」の項目のうち、《症例数の数え方》《修了判定の評価基準》に特段の記載のない項目は 1 症例以上の経験を必要とする。

（1） 基本的診察・検査・診断・診療計画

①患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、適切に医療面接を実施する。
②全身状態を考慮した上で、顎顔面及び口腔内の基本的な診察を実施し、診察所見を解釈する。
③診察所見に応じた適切な検査を選択、実施し、検査結果を解釈する。
④病歴聴取、診察所見及び検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行う。
⑤診断結果に基づき、患者の状況・状態を総合的に考慮した上で、考え得る様々な一口腔単位の診療計画を検討し、立案する。
⑥必要な情報を整理した上で、わかりやすい言葉で十分な説明を行い、患者及び家族の意思決定を確認する。
《症例数の数え方》 ①～⑥までの行動目標が過不足なく含まれるものを1症例とする。 《研修歯科医の指導体制》 ①～⑥については上級歯科医・指導歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医はその指導のもとで患者の総合診療計画を行なう。 《修了判定の評価基準》 ①～⑥については目標達成の基準として、10 症例以上経験していることが必要。上級歯科医・指導歯科医は行動目標に沿った内容で研修を行なえたか確認する。

（2） 基本的臨床技能等

①歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する。 1)基本的な口腔衛生指導を実践する。 2)基本的な治療法の手技を実践する。 3)医療記録を適切に作成・管理する。 （個人情報の取扱いに配慮する、医療記録を管理する） 《症例数の数え方》 1)および 3)の行動目標が過不足なく含まれるものを1症例とする。2)については「②一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的な治療及び管理を実践する。」に準じる。 《研修歯科医の指導体制》 1)～3)については上級歯科医・指導歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医はその指導のもとで基本的な予防あるいは治療を行い、医療記録を記載する。 《修了判定の評価基準》 1)～3)については目標達成の基準として、3 症例以上経験していることが必要。上級歯科医・指導歯科医は行動目標の内容で研修を行えたか確認する。
②一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的な治療及び管理を実践する。 (1)歯の硬組織疾患 1)レジン修復 2)インレー修復 3)クラウン (2)歯髄疾患 1)抜髄処置

2）感染根管処置

(3)歯周病

1）歯科保健指導

2）スケーリング・ルートプレーニング

(4)口腔外科疾患

1）乳歯抜歯

2）永久歯抜歯

3）埋伏歯抜歯

(5)歯質と歯の欠損

1）歯冠補綴治療

2）部分床義歯治療

3）全部床義歯治療

(6)口腔機能の発達不全、口腔機能の低下

1）患者の口腔・摂食・嚥下を評価し、状況を把握する

2）口腔機能（言語・摂食・嚥下など）の障害に対するケアの意義を理解し、実践する。

3）口腔機能管理及びオーラルフレイルの治療を行う。

《症例数の数え方》

(1)～(6)各々において治療の流れを連続して経験した場合を 1 症例とする。

《研修歯科医の指導体制》

(1)～(6)については上級歯科医・指導歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医はその指導のもとで適切な処置を行う。

《修了判定の評価基準》

(1)～(6)については目標達成の基準として、各 5 症例以上経験していることが必要。また、(1)から(6)において各 1 症例のケースレポートを提出する。上級歯科医・指導歯科医は行動目標に沿った内容で研修を行なえたか確認する。

③基本的な応急処置を実践する。

(1)疼痛に対する基本的な治療を実践する。

1）疼痛の評価

2）原因の検索

3）除痛法の選択

(2)歯，口腔及び顎顔面の外傷に対する基本的な治療を実践する。

1）軟組織損傷の措置

2）歯の損傷の措置

3）顎骨骨折の診査・診断

(3)修復物，補綴装置等の脱離と破損及び不適合に対する適切な処置を実践する。

1）脱離した修復物・補綴物の再装着

2）不適合義歯、破損義歯の調整、修理

《症例数の数え方》

治療の流れを連続して経験した場合を1症例とする。

《研修歯科医の指導体制》

(1)～(3)については上級歯科医･指導歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医はその指導のもとで適切な処置を行う。

《修了判定の評価基準》

(1)～(3)については目標達成の基準として、5 症例以上経験していることが必要。ただし、(1)～(3)を各 1 症例以上含むものとする。

また、(1)(2)において各 1 症例のケースレポートを提出する。上級歯科医･指導歯科医は行動目標に沿った内容で研修を行えたか確認する。

④歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する。

(1)バイタルサインを観察し、異常を評価する。

(2)服用薬剤の歯科診療に関連する副作用を説明する。

(3)全身疾患の歯科診療上のリスクを説明する。

(4)歯科診療時の全身的合併症へのリスクを説明する。

《症例数の数え方》

(1)～(4)各々において経験した場合を1症例とする。

《研修歯科医の指導体制》

(1)～(4)については上級歯科医・指導歯科医の監督・指導のもとで実施する。

《修了判定の評価基準》

(1)～(4)については目標達成の基準として、10 症例以上経験していることが必要。ただし、(1)～(4)の各 1 症例以上含むものとする。また、(2)(3)において1症例のケースレポートを提出する。

上級歯科医・指導歯科医は行動目標に沿った内容で研修を行なえたか確認する。

⑤診療に関する記録や文書（診療録、処方せん、歯科技工指示書等）を作成する。

(1)医療記録を適切に作成・管理する。(個人情報の取り扱いに配慮する、医療記録を管理する)

(2)歯科技工指示書等を適切に作成・管理する。

《症例数の数え方》

(1) (2)の行動目標が過不足なく含まれるものを 1 症例とする。

《研修歯科医の指導体制》

(1) (2)については上級歯科医・指導歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医はその指導のもとで基本的な予防あるいは治療を行い、医療記録を記載する。

《修了判定の評価基準》

(1) (2)については目標達成の基準として、3 症例以上経験していることが必要。上級歯科医・指導歯科医は行動目標の内容で研修を行えたか確認する。

⑥医療事故の予防に関する基本的な対策について理解し、実践する。

(1)医療安全対策を説明する。

(2)医療事故及びヒヤリ・ハットを説明する。

(3)医療過誤について説明する。

(4)院内感染対策(Standard Precautions を含む。)を説明する。

(5)院内感染対策を実施する。

《症例数の数え方》

院内医療安全管理委員会あるいは感染対策委員会の主催する講習会に参加する。これらの委員会の院内規定に則った歯科治療における院内感染対策を実施する。

《研修歯科医の指導体制》

(1)～(4)については上級歯科医・指導歯科医は研修歯科医の各講習会への参加を義務付け、それを補助する。

(5)については日常臨床の中でこれを実践する。

《修了判定の評価基準》

(1)～(4)については各講習会へ参加し、上級歯科医・指導歯科医の監督のもとで口頭での説明を行う。上級歯科医・指導歯科医はこれを確認する。

（3） 患者管理

①歯科治療上問題となる全身的な疾患、服用薬剤等について説明する。

(1)服用薬剤の歯科診療に関連する副作用を説明する。

（有病者あるいは入院患者の服用薬剤を把握し、歯科診療に関連する副作用を説明する。）

(2)全身疾患の歯科診療上のリスクを説明する。

（有病者あるいは入院患者の全身疾患の歯科診療上のリスクを説明する。）

②患者の医療情報等について、必要に応じて主治の医師等と診療情報を共有する。

病棟カンファレンス、多職種カンファレンス、摂食嚥下チーム、NSTへの参加

③全身状態に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行う。

バイタルサインを観察し、異常を評価する。（有病者あるいは入院患者のバイタルサインを観察し、異常を評価する）

④歯科診療時の主な併発症や偶発症への基本的な対応法を実践する。

口腔内走査の誤嚥について予防的に対応する。

⑤入院患者に対し、患者の状態に応じた基本的な術前・術後管理及び療養上の管理を実践する。

入院中の口腔内管理、術後患者の創部処置を行う。

《症例数の数え方》

①～⑤各々において経験した場合を 1 症例とする。

《研修歯科医の指導体制》

①～⑤については上級歯科医・指導歯科医の監督・指導のもとで実施する。

《修了判定の評価基準》

①～⑤については目標達成の基準として、10 症例以上経験していることが必要。ただし、①～⑤の各 1 症例以上含むものとする。また、②③において 1 症例のケースレポートを提出する。

上級歯科医・指導歯科医は行動目標に沿った内容で研修を行なえたか確認する。

（4） 患者の状態に応じた歯科医療の提供

①妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に対し、各ライフステージに応じた歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解し、実践する。

②各ライフステージ及び全身状態に応じた歯科医療を実践する。

③障害を有する患者への対応を実践する。

先天性疾患を有する小児患者または脳血管障害に起因する障害を有する患者の齲蝕治療若しくは口腔管理を経験する。

2. 歯科医療に関連する連携と制度の理解等

評価段階：到達レベル

レベル４：他者のモデルになり得るレベル
レベル３：研修修了時点で期待されるレベル
レベル２：研修研修の中間時点で期待されるレベル
レベル１：臨床研修の開始時点で期待されるレベル
レベル０：観察機会なし

○「歯科医療に関連する連携と制度の理解等」の項目は全て必修とする。

（1） 歯科専門職の連携

①歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理等の際に連携を図る。
②歯科技工士の役割を理解し、適切に歯科技工指示書を作成するとともに、必要に応じて連携を図る。
③多職種によるチーム医療について、その目的、各職種の役割を理解した上で、歯科専門職の役割を理解し、説明する。

（2） 多職種連携、地域医療

①地域包括ケアシステムについて理解し、説明する。
②地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割を説明する。
③離島やへき地における地域医療を経験する。
④がん患者等の周術期等口腔機能管理において、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、多職種によるチーム医療に参加し、基本的な口腔機能管理を経験する。
⑤歯科専門職が関与する多職種チーム（例えば栄養サポートチーム、摂食嚥下リハビリテーションチーム、口腔ケアチーム等）について、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、チーム医療に参加し、関係者と連携する。
⑥入院患者の入退院時における多職種支援について理解し、参加する。

（3） 地域保健

①地域の保健・福祉の関係機関、関係職種を理解し、説明する。
②保健所等における地域歯科保健活動を理解し、説明する。

（4） 歯科医療提供に関連する制度の理解

①医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規及び関連する制度の目的と仕組みを理解し、説明する。
②医療保険制度を理解し、適切な保険診療を実践する。
③介護保険制度の目的と仕組みを理解し、説明する。

6. 研修歯科医の指導体制

指導歯科医の指導監督の下、上級歯科医による屋根瓦方式を基本とする。

7. その他教育に関する機会

⑴オリエンテーション　研修開始時に院内の諸規定・施設設備の概要と利用方法・文献と病歴検索方法・健康保険制度・医事法規・関係各科の概要について説明を受ける。

(2)症例検討会　　1週間に1回、問題点について討議する。

(3)緩和ケア研修会　　厚生労働省健康局長より修了証書が交付される研修会に参加する。

(4)地域歯科医師会例会・講習会

8. 修了判定

1. 修了判定を行う項目

指導歯科医及び多職種の評価に基づき、歯科臨床研修管理委員会で総合的評価を行い、病院長が修了認定を行う。研修の評価は、以下の研修症例数、臨床研修習熟度評価(研修医手帳)、ケースレポート及び講習会の参加実績を参考に行う。

2. 修了判定を行う基準

①歯科医師臨床研修の目標症例数

到達目標の症例数を別表に定める。

②臨床研修習熟度評価(研修医手帳)

厚生労働省の示している到達目標を基準に、研修歯科医が日常行った研修実績を記録し、指導歯科医が研修項目に対し評価を行う。

③研修記録(ケースレポート)

特定の患者の症例を示し、患者への治療法とその効果を報告する。当然ながら、報告する事例は、その分野に関する知見を提示するものでなければならない。

9. 募集・処遇等に関する情報

プログラム責任者の氏名	田中　太邦
研修歯科医の募集定員	1名
研修歯科医の募集および採用の方法	公募(歯科医師臨床研修マッチングプログラム参加) 書類選考・面接試験により採用を決定
研修歯科医の処遇	・任期付職員(フルタイム職員) ・勤務時間　8:30～17:15 ・給与:376,884 円/月(地域手当を含む) ・諸手当:超過勤務手当、賞与、通勤手当、住居手当、年末年始勤務手当(本院の規定に基づき支給) ・時間外勤務の有無:有り ・当直:無し ・宿舎:単身用宿舎有り ・住居手当:有り(最高 28,000 円/月) ・研修歯科医のための施設内の部屋:研修医室(医科兼用)有り ・社会保険等 (ア)　公的医療保険:兵庫県市町村共済 (イ)　公的年金保険:厚生年金 (ウ)　雇用保険:有り

	（エ） 労働者災害補償保険法の適用:なし（地方公務員災害補償基金適用） ・健康診断:年 2 回実施 ・歯科医師賠償責任保険:病院賠償責任保険は病院にて加入（歯科医師賠償保険は各自で加入） ・休暇等:年次休暇（20 日）、病気休暇、特別休暇 ・外部の研修活動:学会、研修会等への参加は可能（旅費及び参加費は本院の規定に基づき支給）